

妻有郷セーフティメール

発行 十日町警察署 十日町地区安全運転管理者部会 TEL 025-757-6055 FAX 025-757-6385
 事務局 十日町交通センター 〒948-0051 十日町市寿町 1-1-2

運転中のマナーアップ運動 6月1日(木)～6月30日(金)

○マナーアップ運動月間に合わせ 6月15日(木)

J A十日町グループによる「マナーアップ運動出発式・交通指導所」を実施します。

○各事業所におかれましては、マナーアップ運動期間中、目の触れやすい所にのぼり旗の掲出をお願いします。また、朝礼等を活用しての啓発をお願いします。

* ポールが必要な事業所は、十日町交通センターまで受領にお越しく下さい。

<運動の重点>

- ◇ 横断歩行者における歩行者の保護と確実な停止
- ◇ 安全速度の励行と適正な車間距離の保持
- ◇ 後部座席を含めたシートベルト着用の徹底
- ◇ 運転中の携帯電話等の禁止



参考 (H28年6/7)



6月の重点管理

雨天時の安全運転管理を推し進めよう

- 雨に備えた車両点検の実施
- 雨天走行時の危険の共有
- 生活道路の事故防止の指導

法定講習

- ◇ 6月27日(火) クロス10
 - ◇ 6月28日(水) 津南町文化センター
 - ◇ 8月3日(木) クロス10
- 受付 9:00～ 講習時間 9:30～16:30

<今後の行事予定>

- ◇ 6月7日(水) 16:00～
評議員会
- ◇ 6月1日(木)～6月30日(金)
運転中の「マナーアップ運動」
- ◇ 6月15日(木)
J A十日町グループによる
「マナーアップ運動」 出発式・指導所

代理受講や中途退場は認められません。

- ◇ 安全運転管理者の変更を届けていないと受講できません。
- ◇ 変更の必要がある場合は、県公安委員会(警察署)で変更の手続きをしてから受講して下さい。
- ◇ 変更手続き中の方は、県公安委員会から「安全運転管理者の証」が届いてからの受講となります。